

筑豊広域都市計画特別用途地区の変更(飯塚市決定)
【計画書】

筑豊広域都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
横田特別用途地区	約 3 ha	枝国地区の一部(約0.02ha)の除外
合計	約 3 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(理由)

コンパクトなまちづくり実現の観点から、市内に点在する商業系用途地域について、現在の土地利用状況や市の土地利用方針を踏まえ、適宜住居系の用途地域へ変更することとし、令和3年度に、用途地域の変更を行った場合に発生する不適格建築物の数を考慮し、横田・西町地内の一部を含む市内 6 か所の近隣商業地域や商業地域に用途地域の補完制度である特別用途地区を追加したところであるが、今回、枝国地区(飯塚体育館跡地)の一部を近隣商業地域から第二種住居地域へ変更するため、併せて横田特別用途地区を縮小する。